



— 目次 —

ヘッドラインニュース	1
第43回 人権・同和問題啓発講演会記録	2
経済学で考える障害者差別-障害者差別解消法施行に向けて-	
慶應義塾大学商学部教授 中島 隆信 氏	
コラム 銀行業における CSR を考える	5
第27回「再び脚光あびる炭素金融」	
日本総合研究所 理事 創発戦略センター/ESGリサーチセンター 足達 英一郎 氏	
銀行インタビュー	6
「大分銀行における CSR 活動」	
全銀協における CSR 活動	7

***** ヘッドラインニュース *****

G7 伊勢志摩サミット 2016 が開催される

5月26日から27日にかけて、伊勢志摩でG7首脳会合（伊勢志摩サミット）が開催されました。

環境分野（気候変動）においては、「G7は、引き続き指導的な役割を担い、パリ協定の2016年中の発効という目標に向けて取り組みつつ、同協定の可能な限り早期の締結に必要な措置をとることにコミット。全ての締約国に、同様の対応を求める」ことなどについて首脳宣言が出されました。

地球温暖化対策計画が閣議決定される

COP21 で採択されたパリ協定や昨年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が5月13日に閣議決定されました。

同計画は、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、地球温暖化対策を進めていくうえでの礎となるものとされています。

概要は次のとおりです。

○地球温暖化対策計画の概要

- (1) 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条にもとづいて策定する、わが国唯一の地球温暖化に関する総合計画。
- (2) 温室効果ガスの排出抑制および吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載。

女性活躍推進法にもとづく「えるぼし」企業の認定はじまる

4月1日に全面施行された女性活躍推進法においては、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度が創設されています。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができます。

6月末までに本制度を利用し、全国で105社の企業が「えるぼし」企業として認定されており、全国銀行協会の会員銀行においても24行が「えるぼし」企業として認定されています。

○「えるぼし」認定された銀行（平成28年6月末時点）

北洋銀行、青森銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、荘内銀行、常陽銀行、群馬銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、イオン銀行、野村信託銀行、三井住友銀行、横浜銀行、十六銀行、静岡銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、みなと銀行

○認定マーク「えるぼし」（3段階）



（厚生労働省ウェブサイトより）

「経済学で考える障害者差別～障害者差別解消法施行に向けて～」

2月19日（金）、銀行会館で慶應義塾大学商学部の中島隆信教授から、「経済学で考える障害者差別～障害者差別解消法施行に向けて～」をテーマに講演いただきました。その要旨は以下のとおりです。



▲中島隆信教授（於：銀行会館）

なぜ差別を経済学で考えるのか

差別は感情的になりやすいが、感情論は人々に対して訴えかけはできる一方、感情には起伏があり、冷めてしまうことがあるため長続きしない。したがって差別を経済学的に考えることによって、冷静になって、差別の問題を顧みてみようということである。

また、差別は当事者問題に陥りやすい。差別は当事者問題ではあるが、当事者問題としてしまうと、周りの人たちが無関心になってしまう。差別を当事者問題にしてはいけない。

せっかく障害者差別解消法という法律ができたのだから、法律ができた背景をもう少ししっかり考えてみることで問題の本質に迫ろうということであり、だから、「なぜ」ということを考えることに関連しているわけである。「なぜ」と辿っていくと、本質的な部分ではいろいろな問題が繋がっていることが多い。

「問題を一般化する」ということが経済学的なアプローチの一つの特徴である。したがって、差別から私達は何を学べるかを皆さんと一緒に考えてみたい。

差別とは何か

差別にはベッカー型差別、統計型差別、間接差別の3つの類型がある。

ベッカー型差別の定義は、「偏見にもとづく直接差別」である。ベッカー型差別を解決する方法は、競争促進政策であり、ベッカー型差別が残っている業界あるいは企業は、競争が進んでいない企業や業界であるというのがベッカー的な考え方である。

統計的差別は、誤ったシグナルにもとづく直接差別のことである。統計的差別をなくすためには、シグナルが誤りであることを示さないといけない。しかし、誤ったシグナルを正していくには何らかの追加的な努力やコストをかけなければならない。積極的優遇制度を実施していくのも一つの方法だろう。

間接差別の定義は、直接業務に関係しないような事由をもって評価基準にすることである。間接差別をなくしていくにはどうしたらいいか。まず何が間接差別かを見つけるのが大変難しい。と同時に、間接差別を見つけた後で、配慮をしなければいけない。直接差別に対する合理的配慮は、差別に直接かかわっている部分に対する配慮であるから簡単であるが、間接差別は、間接的な要因で差別されているため、差別を受けている人に対して配慮をするのはなかなか難しいことである。しかし私は、どのように差別を受けている人に配慮するかを考えることが結果的に多くの人たちを差別から救うことになると考えている。

障害者差別解消法

なぜ障害者差別解消法ができたのか。2006年12月に、国連で障害者の権利に関する条約が採択されたが、日本は国内法が整備されていなかったため、批准することができなかった。障害者の権利に関する条約を批准するためには、「実際にこういう法律がわが国にはある。したがってこの条約を批准することができる」と担保されなければなら

なかった。日本は2014年1月に本条約を批准したが、その前年の2013年に障害者差別解消法を国会で成立させたわけである。

障害者差別解消法第8条第2項に「費用が過重でないときは配慮をしなければならない」と書いてあるが、なぜそのようなことを書かなければいけなかったのか。大事なことは、直接差別であろうが、間接差別であろうが、配慮を行うには、コストがかかるということである。例えば車椅子の方で非常に有能な社員がいる場合に、その人に配慮をしてあげましょうという話であり、エレベーターの設置や車椅子用トイレの設置はそれほど会社にとって大きな負担にはならないと思われることから、そのぐらゐのコストはかけなさいということが障害者差別解消法第8条第2項が言っていることである。

「合理的配慮」というのは、「理にかなった配慮をしましょう」「理にかなったコストをかけましょう」ということである。この点について国民の声と障がい者の意識のギャップがあると思っている。

また、障害者差別解消法ができると、訴訟が頻繁におきるのではないかという危惧もある。障害者差別解消法自体は努力義務なので、障害者差別解消法をベースに不法行為を理由として訴訟を起こすのは、「努力はしているんだけど」という話になり、なかなか難しいと思う。しかし、障害者雇用促進法にも合理的配慮に関する言及があり、障害者雇用促進法の合理的配慮は法的義務のため、違反すると不法行為になるので、損害賠償請求訴訟が提起される可能性があることには注意が必要である。

配慮とは何か

直接差別に関しては、例えば、雇用の場合には障がいを理由に雇わないということなので、機能不全を障がいにならないような補完するための配慮をすればいいだろうということになる。また、統計的差別とベッカー型差別については、偏見やシ

グナルの誤りを正すための配慮もあったほうがよい。一方で車椅子の人であつたら、エレベーターを設置する、目の不自由な人に対しては点字を導入するといった配慮は大企業であればほとんどが行っており、むしろ難しいのは間接差別への配慮である。間接差別に関する配慮は、持っている機能を活かすための配慮ということではないかと思われる。発達障がい、精神障がいといった障がいを持つ方に対しては、仕事に対してマイナスの影響を与えそうな部分をいかに少なくして、その人の持っている能力をいかに活かすかという配慮が必要になってくる。これはまさに適材適所ということになる。すべての社員を適材適所として配置しようというのは猛烈なコストがかかるので難しいが、発達障がいや精神障がいといった特定の機能不全を持っている人たちを障がい者にしないために何らかの配慮が必要であり、その部分で少しコストをかけようということである。特定の機能がないからと言って、必ずしも職務遂行能力がないわけではなく、いろいろな障がいと言われるものについても、もしかすると機能不全を障がいにしてしまっているのではないかと思われる。機能不全を障がいにならない、つまり機能不全を職務遂行不能にしないような工夫が必要である。

差別解消法は出発点

私は障害者差別解消法というのは「出発点」だと思っている。

配慮のコストを誰がどれだけ負担するのが「理にかなっているかどうか」は一般の国民を含めた社会全体で考えるべき課題なのである。もちろん、企業の方たちが法定雇用率に従って障がい者を雇用するということはとても重要なことであり、障がい者を雇うのだからそれなりの配慮をしなければいけないということもわかるのだが、そのためにかけるべきコストが過重か過重でないかは、単に企業の方と障がい者の方たちが話し合っただけでは決まらないことが多い。多くの世の中の人た

ちが、障がい者差別というものはこういう点で社会にとってマイナスになるということを理解したうえで、少しずつコストを負担すれば、企業側がかけるコストはものすごく少なくて済む可能性があり、結果的に社会全体のコストを大きく下げる可能性が出てくる。

配慮は障がい者だけの話ではない。例えば企業の人事において適材適所は非常に重要になってきている。そのためにコストはかけなければいけなくなっているという状況である。しかし、適材適所という人事を行うときに障がい者にだけ配慮のコストをかけるべきかという、私はそうは思わない。例えば、出産する女性や子育てをする女性、あるいは親の介護をしなければいけない社員といった長く働けない人は世の中にはたくさんいる。そういう人たちも、働けないときに一時的には仕事を休んだり、長時間労働が難しいときには短時間労働を行い、長時間労働ができるようになったときに本業に戻れるようにするといった工夫ができれば、その工夫は精神障がいの方への配慮であると同時に、子育てや介護といった事情により長く働けない人たちすべてに通じる配慮になる。そういった工夫を少しずつでもいいからやっていくということが、結果的に単なる障がい者だけではなく、すべての人にとって差別のない暮らしやすい社会にしていくことになると思います。

障害者差別解消法ができたのだから、これをきっかけに社会全体にとってどうなればもっと良くなるか考えようということを指摘しておきたい。

最後に… 私達が買くなる

日本でもようやく障害者差別解消法ができたが、実際に何が差別なのか、何が配慮なのかということに関しては、結果的に白紙委任状のようなかたちで厚労大臣に投げてしまっている。厚労大臣がなぜ差別に関する指針を作らなければいけなかったのかということを考える必要がある。法律を作っただけで何が是で何が非かということは簡単に

決められない。だから、国民的な議論を通じて「こういうことが本当は必要な配慮なのか」「こういうことが差別になるのか」という理解をみんなで深めていくことが重要であり、裁判はそのための避けては通れないプロセスだと思う。そういう国民的な議論をすべて飛ばし、差別とは何かといった細かい点は厚労大臣に任せることとしてできた法律が障害者差別解消法であり、改正障害者雇用促進法ということである。したがって、国民に求められるのは、自分たちから行動を起こすことである。それは別に後ろめたいことでも何でもなく、理論的な武装もして、「こういうふうに自分たちは考えるのだからこういうことをやる」と行動することでルールや法律はその後からついてくるといふかたちがまさに学問の進んだ国民の姿ではないだろうか。(了)

第 27 回「再び脚光を浴びる炭素金融」

はじめに

「炭素金融」(Carbon Finance)という言葉がある。「環境金融」(Environmental Finance)の一形態と称せられるが、具体的には二酸化炭素(CO₂)の排出総量に一定の制約が嵌められる時代、もしくは温室効果ガスの排出に価格が付けられる時代の、金融メカニズムの発揮を意味している。

CO₂ の排出総量に一定の制約が嵌められる時代というのは、次のような文脈から導かれる。第 21 回国際気候変動枠組み条約締約国会議(COP21)が採択した「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑制するという従前からの目標を再確認した。国際エネルギー機関 (IEA) では、気温上昇を 2 度未満に抑制するには、温室効果ガスの大気中濃度を 450ppm に抑える必要があるとしている。この場合の CO₂ 換算累積量は約 3,000Gt-CO₂ で、2015 年までに既に 2,002Gt-CO₂ が排出されたことも知られている。つまり、気温上昇を 2 度に抑えるためには、残り 998Gt-CO₂ しか排出できないというわけだ。これが「炭素予算 (Carbon Budget)」と呼ばれる排出上限であり、「時代は炭素制約経済に突入した」といわれる所以である。

炭素金融の過去と現在

経済学に従えば、財が希少性を帯びてくれば、その財には価格がつくようになり、取引が発生することになる。温室効果ガスを排出できる権利(Carbon Credit)についても、同様のことが当てはまる。

かつて、欧州連合域内排出量取引制度や京都議定書の京都メカニズムクレジット取得事業が開始された 2005~2006 年当時、世界の金融界には大きな事業機会を期待する声があった。日本の銀行も排出権の法人向け売買業務、排出権売り手/買い手の紹介などを手掛けた。

ただ、世界的な排出権価格の低迷や京都議定書に対する国際的支持が失われる状況の中で、関連ビジネスは大きな広がりを見せることはできなかった。また、日本の産業界には、排出権という考え自体に、根強いアレルギー反応もあった。

しかし、状況は変わりつつある。第一に排出権取引制度や炭素税の広がり、温室効果ガスの排出に価格が付けられる国や地域が確実に増えているという現実がある。世界銀行(World Bank)が毎年公表している報告書(State and Trends of Carbon Pricing)の最新版(2015 年 9 月)によれば、2017 年には、世界で 38 の排出権取引制度や炭素税が導入されている状況になり、それらがカバーするのは世界全体の年間排出量の実に、12%に及ぶと算定されている。特に注目されるのは、中国が 2017 年から全国規模で導入しようとしている排出権取引制度である。

第二は、再生可能エネルギーの普及が大きく進み、さらに CO₂ の分離・回収、圧入、貯留、モニタリング技術も実用化に近づいているという認識が共有されてきたということがある。かつては、CO₂ を悪者にするといっても、その代替案が見つからなかった。しかし、今日では技術革新が脱炭素社会の道筋を着実に拓こうとしているのである。

金融スキームのノウハウ蓄積に向けて

世界的な低金利時代にあっても、優良な資金運用先がなかなか見つからないという今日の経済状況下にあって、温室効果ガスを排出できる権利は、世界が気温上昇を 2 度未満に抑制するという合意を維持する限り、値上がりしていくことが高い確度で予想される。そうした前提で、温室効果ガスを排出できる権利やそれを生み出すプロジェクトは投融資対象として位置づけられ、収益には炭素プレミアムが上乘せされることになる。世界の金融界は、いま改めて炭素金融に関するスキーム研究を開始している。わが国の銀行業界にあっても、適用可能な金融スキームの研究、実証、ノウハウ蓄積が喫緊の課題となっている。

◆執筆者ご紹介◆

足達 英一郎(あだち えいいちろう)氏

日本総合研究所 理事。昭和 61 年 一橋大学経済学部卒業。環境や CSR 経営の視点から見た産業調査、企業分析の分野が専門。

「大分銀行におけるCSR活動」

このコーナーでは、CSR にかかる各銀行の取組みを紹介しています。今回は、大分銀行 地域創造部 社会貢献グループから同行の CSR の取組みについてお話を伺いました。

―(問)大分銀行のCSR活動に対する考え方について教えてください。

(回答)

大分銀行では、CSR は銀行業務を通じて地域経済の発展や活性化に貢献することと、社会や環境が抱える課題の解決に向けた企業活動を行うことにより、お客さま、地域社会、従業員、株主さま、投資家の皆さまから信頼を得ることを目的とする活動と考えています。

―(問)社会貢献グループとしては、どのような取り組みをしているのですか？

(回答)

主に地域の文化・芸術やスポーツの振興・育成、自然環境保護や環境負荷低減活動、従業員の社会貢献活動支援等に取り組んでいます。

―(問)取り組みの中から先進的な事例と思われるものを具体的に紹介してください。

(回答)

実は大分は、長崎開港よりも 20 年近く前から南蛮貿易を始め、南蛮文化を取り入れていました。1557 年に日本で初めての日本人による聖歌隊が教会に組織され、1561 年には日本人少年によるビオラ演奏がおこなわれたという記録から、「西洋音楽発祥の地」とされています。

音楽の最先端だった大分で「音楽を通じて大分銀行ができること」として地域の芸術・文化の育成を目的に始めたのが、「大分銀行ウェンズデイコンサート」です。



―(問)「大分銀行ウェンズデイコンサート」の開催はどのように行っているのですか？

(回答)

本店 2 階にある画廊フロアで毎月第 2・第 3 水曜日に午前・午後の 2 回開催しています。

1991 年 5 月から開催し、2015 年 3 月に第 700 回、本年 5 月に 26 年目を迎えました。

―(問)演奏者はどのような方が出演されているのですか？

(回答)

大分県出身や県内で活躍されている音楽家の皆さんに演奏の場を提供しています。

演奏する楽器やジャンルはクラシックに限らず様々で、時には国内外の著名な演奏家に出演していただくこともあります。

―(問)お客さまの反応はいかがですか？

(回答)

毎回 100 名ほどのお客さまがご来場され、多い時には立ち見が出るほど大変ご好評をいただいています。

また、平成 26 年 5 月から地元ラジオ番組「だいぎんサタデーコンサート」において「ウェンズデイコンサート」の模様を放送しており、ご来店できないお客さまにもお聴きいただいています。

視聴者の方からは、県内の文化活動の一端を担う素晴らしい企画であり、将来に渡っての継続を希望する声や賞賛の声が届いています。

―(問)最後に大分銀行のCSR活動について、今後の抱負を教えてください。

(回答)

大分銀行では、大分の豊かな未来をひらくために、こうした芸術文化活動をはじめ、銀行という業種を活かして地域の課題解決や支援につながる活動を、これからも主体的かつ積極的に取り組んでいきたいと考えています。

ご協力、ありがとうございました！

1. 金融経済教育活動

(1) 「全国銀行金融教育活動 MAP」を更新

3月31日、会員各行の金融経済教育に対する取組みを紹介する Web コンテンツ「全国銀行金融教育活動 MAP」を更新しました。

会員各行の具体的な金融経済教育の取組みについて、銀行別・地域別・取組み内容別（講師派遣、銀行見学、教員支援、学校連携、就業体験、教材提供、イベント、その他）に確認することができます。

なお、本年は計 98 行の取組みを紹介しています。



(www.zenginkyo.or.jp/education/map/)

(2) 平成 28 年度「金融経済教育研究指定校」を決定

今般、平成 28 年度の「金融経済教育研究指定校」について、千葉市教育委員会、浜松市教育委員会、福岡市教育委員会から 4 校の指定校を決定しました。

「金融経済教育研究指定校制度」は、平成 22 年度から金融経済教育活動の一環として実施している取組みであり、全銀協の金融経済教育に関する活動をより充実・発展させるため、金融経済教育活動に特に力を入れている中学校・高等学校を研究指定校として選定し、教材・講師派遣・職場見学等のツールの提供および研究費の助成を通じて、より実践的な授業支援を行うものです。

今年度の研究指定校は下表のとおりです。

【平成 28 年度研究指定校】

	教育委員会	研究指定校
1	千葉市教育委員会	◆千葉市立幸町第一中学校 ◆千葉市立蘇我中学校
2	浜松市教育委員会	◆浜松市立高台中学校
3	福岡市教育委員会	◆福岡市立友和泉中学校

(www.zenginkyo.or.jp/education/)

(3) 高校生による「振り込め詐欺等防止啓発活動」の実施について公表

5月23日、埼玉県立越谷総合技術高等学校に「振り込め詐欺等防止啓発活動実施校」を委嘱し、同校の取組みを支援することを公表しました。

この取組みは、振り込め詐欺等の被害が身近な問題であると捉え、生徒自身が考えた地元地域で実践できる「振り込め詐欺等防止啓発活動」を計画・実行・評価・発表していくなかで、生徒による社会貢献活動と、ひいては地域における「振り込め詐欺等防止啓発活動」の自立的な広がり期待したものです。

2. 環境問題への取組み

○ 循環型社会形成自主行動計画に参加

3月23日、日本経済団体連合会の「循環型社会形成自主行動計画」に参加し、平成 32 年度を目標年度とする下記目標を設定したうえで公表しました。本計画は、平成 18 年度から参加している「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」の後継計画になります。

今後も同計画に沿って自主的な取組みを進めて参ります。

【目標】

各会員銀行がそれぞれに実施している循環型社会の構築に向けた取組体制の整備やペーパーレス化の推進など廃棄物量の削減の取組みを継続するとともに、資源循環の促進のため、(1) 紙資源の廃棄物量に対する再資源化（リサイクル）の実施割合、(2) 紙購入量に対する再生紙および環境配慮型用紙の購入割合、を高める取組みを行う。

(数値目標)

- ・ 平成 32 年度における紙のリサイクル率を 90%以上
- ・ 平成 32 年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を 75%以上

※本部・本店、システム・事務センターの計数。環境配慮型用紙は間伐材マーク、PEFC 森林認証プログラムや FSC 認証制度など森林資源の持続可能性に配慮された用紙。

3. 金融犯罪防止への取組み

○ 警察庁から振り込め詐欺対策室長感謝状を受領

4月4日、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害防止に向けた取組みに対して、警察庁の振り込め詐欺対策室長（同庁次長）から感謝状を受領しました。

これは、毎年10月を「振り込め詐欺等撲滅強化推進期間」と位置付けて活動を実施するなか、昨年は新聞（全国紙）への記事広告による注意喚起や、警察を始めとした関係機関と連携し劇団員を「旅一座」として各地で開催されるイベント等に派遣し、寸劇の上演を通じて特殊詐欺の最新の手口や対策等について周知したこと等の取組みが、評価されたものです。



口の設置や職員への研修を行うこととしており、次の内容で構成しています。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守
2. 障害者差別解消法等にもとづく対応
 - (1) 差別のない接遇等（均等な接遇の原則）
 - (2) 合理的配慮の提供
3. 相談・お問合せ窓口
4. 研修

4. 障がい者対応への取組み

○ 「障がいのある方への対応に関する基本方針」を制定

3月8日、「障がいのある方への対応に関する基本方針」を制定し、ウェブサイトに掲載しました。

本基本方針は、4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることを踏まえ、障がいのある方が当協会の施設、サービス等を利用するに当たって、差別することなく適切な対応を行うことを組織として取り組むため、制定したものです。

具体的には、法令・ガイドライン等に沿った適切な対応を行うための方針を定めるとともに、相談窓

【発行】



一般社団法人
全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3216-3761 www.zenginkyo.or.jp/

掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。